

# 救急要請時対応ガイド

## 緊急事態発生

- 施設内に知らせ、職員を集めましょう
- 集まった職員に指示してください
- 傷病者に応急手当を実施してください

## 119番通報 ※ 以下の情報を伝えてください

- 住所・施設名・電話番号
- いつ?だれが?どこで?どうした?
- 傷病者の今の状況（反応・呼吸はあるか）
- 今、実施している応急手当の内容

## 救急隊到着

- 救急車の誘導をお願いします
- 傷病者の今の状況を伝えてください
- 現場（傷病者のそば）まで案内してください

## 傷病者の付添いをお願いします

病院への申し送りが必要になります

傷病者の状況が分かる方の救急車への同乗をお願いします

施設内のカルテ等、申し送りに必要な物を持参してください

# 救急要請のポイント

## 1 施設内での対応

- (1) 緊急事態が発生したことを、施設内職員に知らせてください。
- (2) 緊急事態が起こった場所に、職員を集めてください。
- (3) 集まった職員の役割を分担してください。
  - 119番通報
  - 傷病者への応急手当
  - 関係者への連絡（家族・施設関係者など）
  - 救急車の誘導
  - 何が起きて、どんな応急手当をしたのかを説明してください。
  - 『傷病者情報シート』などを活用いただき、傷病者の必要な情報を、救急隊へ伝達してください。

## 2 協力病院への連絡と搬送病院の確保

- (1) 状況に応じて協力病院やかかりつけ医師に連絡してください。
- (2) あらかじめ搬送先医療機関を交渉・確保されている場合は、当該医療機関へ搬送します。

※緊急度・重症度により、搬送先医療機関が異なる場合があります。

### 3 施設職員の同乗

- (1) 医療機関への申し送りが必要です。
- (2) 看護記録・介護記録・カルテ等を持参してください。

### 4 救命処置を希望しない方への対応

傷病者が救命の処置を希望しないとの意思表示があった場合でも、救急隊は救命処置をせず医療機関へ搬送することはできません。

心肺蘇生法などの救命処置を実施することが救急隊の業務とされていますので、ご理解とご協力をお願いします。

### \*救急車の適正利用にご協力ください！

近年、救急車の出動件数・搬送人員が増加し、救急隊の現場までの到着時間が遅くなってきています。

救急車や救急医療は限りある資源です。

緊急性が認められない場合などは、施設車両などの活用に、ご理解とご協力をお願いします。

橋本市消防本部  
伊都消防組合消防本部  
高野町消防本部